

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
審議対象件数	1,011件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件	（審議概要） 1 抽出事案について
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問	<p>【発注実績について】 特に意見なし</p>	
○ それに対する回答等	<p>【抽出事案について】 1 [庁舎電力供給単価契約]（一般競争（1者応札））</p> <ul style="list-style-type: none"> 1者応札となった理由を説明していただきたい。 <p>・ 隣接する健軍駐屯地と一括して発注できないのか。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度頃から続く電気料金高騰の影響で電力の小売業者の撤退等が相次いだ影響により、官公庁における電力調達においても入札不調等が発生しており、入札前に参考見積を依頼したところ、複数の業者から断りを受けたところである。更に、九州管内の旧一般電気事業者である九州電力が、独占禁止法に係る処分等により、早々から入札参加を見送っていたと考えられ、結果として1者応札になったのではと考えている。 なお、令和6年度の入札においては2者が入札参加したため、引き続き電力調達の動向を注視しながら、新規業者を開拓していきたいと考えている。 予算科目等の制約といったハードルは多いものの、調達施策の一手法として検討の余地はあると考えられる。

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告に「再生可能エネルギー比率60%とすること」との記載があるが、このことが競争性を阻害する要因になっているのではないか。 ・ 実際に供給される電力が再生可能エネルギーを60%以上含むことを、どのようにして確認しているのか。 ・ 電力供給契約の入札不調等が続くのは、熊本特有のものなのか。 <p>2 [庁舎警備契約] (一般競争(1者応札))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備契約の内容を説明していただきたい。 	<p>ただし、健軍駐屯地の電力調達 の事情を確認すると、入札不調により、結果的に旧一般電気事業者である九州電力と最終保障供給の形で調達していると聞いており、この場合、入札により調達した場合と比較すると高額になる可能性がある。</p> <p>参考に、本案件の契約相手方に対し、健軍駐屯地の電力調達に参加しなかった理由を聴取したところ、供給電力の規模を考えて参加を見送ったとの回答を得ており、仮に健軍駐屯地と一括調達した場合、そもそも入札による競争性を確保した調達自体ができなくなる恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の方針により、再生可能エネルギー比率を100%から80%、60%・・・と段階的に下げながら入札を実施するものとされており、立場上その是非については回答できない。 ・ 落札者に対し、再生可能エネルギーの比率を記載した「特定電源割当計画書」及び「同証明書」を提出させることにより確認を行っている。 ・ 全面的に調査した訳でないが、同様に単独庁舎である別府防衛事務所に係る電力供給の入札においても入札不調だったと聞いているので、少なくとも九州内では同様のことが起きていると推測している。 ・ 職員が不在となる夜間休日の火災盗難等を防止するため、機械警備システムにより異常を感知し、

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった理由を説明していただきたい。 ・ 落札率が100%となった理由を説明していただきたい。 	<p>異常時には警備会社より機動隊が派遣され、状況確認を実施するものである。</p> <p>機械警備については、窓やドア等にセンサー類の警備システムが設置され、警備実施中は警備会社による常時監視が行われることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札前の市場調査の一環として参考見積の取得を試みたところ、2者から回答を得られたため、入札時において複数の業者による競争が期待できたものの、その後の事情により1者が不参加となったため、結果的に1者応札になったと考えている。 <p>不参加であった業者に対し、その理由を聴取したところ、繁忙期により対応が困難となったとの回答を得た。</p> <p>1者応札を回避するため、業者検索の情報収集に努めているものの、警備業においても物価上昇等による値上げの傾向が見られることから、社会情勢に注視しつつ、入札公告期間の拡大などの入札参加しやすい環境作りに努めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格積算にあたり2者から参考見積を徴取し、最も安価な者の見積を採用して予定価格を作成したものの、実際の入札においてその者が値引き等をする事なく、参考見積と同額で入札したことから、結果的に落札率が100%になったと考えられる。 <p>過去の調達においては、参考見積時から応札時にかけて値引き等が期待できたため、落札率100%になることがなかったものの、当該案件については、参考見積からの値引きが物価上昇等による会</p>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務は毎年度契約を行っているものなのか。 ・ 窓等にセンサー類を設置する機械警備システムとのことであるが、仮に他の業者が受注した場合、新たな受注者の費用負担において機械警備システムを更新設置することになり、現在の受注者が圧倒的有利になると考えられる。 <p>3 [大型回転椅子外252品目購入] (一般競争(複数者応札))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件が再公告となった経緯を説明していただきたい。 ・ 当初公告と再公告で、それぞれどのように積算したのか。 ・ 当初公告時に最も安価な者の入札金額をそのまま予定価格として採用したとのことであるが、不調時の再公告において、このような予定価格算出を行った理由を説明していただきたい。 	<p>社都合でできなかったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度までは単年度の随意契約により契約を行っていたが、一般競争入札の実施に際し調達規模を拡大するため、本年度から国庫債務負担行為の財政法上の上限である5ヶ年度分を一括調達したものととなっている。 ・ 機器更新の必要があれば、同様に現在の受注者が設置費用を負担することになり、必ずしも現在の受注者が有利になる訳ではないと考えている。 ・ 本案件は、令和5年6月に公告し、同年7月に開札を行ったものの入札不調となったことから、納期及び積算金額を見直したうえで、同年同月に再公告したものである。 ・ 当初公告時においては、参考見積金額に、業者毎の過去3ヶ年の平均割引率を乗じた上で、最も安価な者の金額を予定価格として採用した。 再公告時においては、当初公告時の入札において最も安価な者の入札金額を、そのまま予定価格として採用した。 ・ 昨今の物価上昇等を勘案し、公募によって得られたこの入札価格が最も市場価格に近いと判断し、予定価格として採用したところである。

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<p>4 [鹿児島県屋久島沖の水質等調査] (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件の業務概要を説明していただきたい。 ・ 仕様内容はどのようにして作成したのか。 ・ 見積相手方はどのようにして選定したのか。 ・ 見積金額の妥当性はどのようにして確認したのか。 ・ このような事故が起きた際に各 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年11月、鹿児島県屋久島沖でアメリカ空軍のオスプレイが墜落した事故を受け、現場海域に汚染物質等が残留していないか確認するための海洋調査を実施して欲しい旨の要望があったので、捜索救難活動が終了した後に、現場海域の水質等調査を実施したものである。 なお、本案件は会計法第29条の3第4項に基づき、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当することから、随意契約を行ったところである。 ・ 平成28年12月、沖縄県名護沖でアメリカ海兵隊のオスプレイが不時着水した際に実施した水質調査の仕様内容を参考に作成した。 調査対象箇所や具体的な魚介類といった詳細内容については、地元の自治体や漁協と調整し、選定したところである。 ・ 担当部署においてこのような業務の発注実績がなかったため、このような汚染調査を履行可能な業者がいなかろうか当局調達部のアドバイスを得ながら、前述の名護沖での水質調査の実績がある者を含めて3者を選定したところである。 ・ 前述の名護沖での水質調査における実績金額(約5,000千円)を参考にし、当局調達部のアドバイスを得たうえで、対象箇所の数を考慮し妥当であると判断した。 ・ 今後検討していきたい。

	意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等	種調査を速やかに実施するため、業者選定マニュアルといったものを今後整備していく必要があると考えられる。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし
	意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	